

保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤（令和8年度）
の導入に向けた自治体向けオンライン説明会

自治体説明会資料

令和7年5月

はじめに、保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤（令和8年度）の導入について、本日の自治体説明会でのポイントを示します。

本日本日お伝えしたいこと

- **保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤**について、**令和8年度の導入をご検討いただきたい**です。システム活用後の業務変化のイメージや今後の自治体におけるスケジュールの想定等をご説明いたします。
- 本説明会后に、**活用意向に関するアンケートの回答**をお願いいたします。（アンケートは、保育業務施設管理プラットフォーム、保活情報連携基盤のそれぞれでご回答ください。）
- システム導入に関するご質問につきましては、本日本日のご説明後の質疑応答の時間又は、活用意向に関するアンケートにてご回答ください。

保育DXとは

- **自治体や保育施設等の業務負担軽減、保護者の利便性向上**を図ることを目的として、保育業務ワンストップ、保活ワンストップの実現を目指しております。

保育業務施設管理プラットフォームとは

- 保育業務施設管理プラットフォームは、給付・監査等の保育業務ワンストップの実現に向けて、自治体と保育施設等の間でオンライン手続を行うために国で整備する基盤です。

保活情報連携基盤とは

- 保活情報連携基盤は、保活の情報収集、保育施設等見学予約や就労証明書の発行等をオンライン上・ワンストップで可能とし、保護者・保育施設等・自治体の業務負担軽減を図るために国で整備する基盤です。

導入による自治体のメリット

- 保育業務施設管理プラットフォームにおいては、**給付・監査事務において、保育施設等とのやり取りをオンライン化し、一度入力した情報の再入力を不要**にすることや、**公定価格に係る給付情報の自動計算・審査機能を実装**する等により、自治体及び保育施設等の業務負担を軽減します。
- 保活情報連携基盤においては、**保護者からの問い合わせ対応や、窓口での申請受理に係る業務、月次での入所定員に係る情報のやり取り**の負担をオンライン完結の仕組みで低減します。
- 保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤については、**自治体や保育施設等に料金を負担いただくことは予定しておりません**。また、導入に当たっては、利用規約において、国からシステム構築を委託された事業者との間で個人情報の保有に関する委託関係となることを明記する予定であり、当該**規約にシステム上同意いただくこと**をもって、個別に各自治体とシステム構築事業者で**契約等の手続は不要**となります。 1

1. 共通ご説明部分

1.1 自治体説明会の概要

1.1.1 自治体説明会の趣旨

1.2 保育DXの目指すべき姿

1.2.1 保育DXの目指すべき姿

1.3 システム全体像

1.3.1 将来的なシステム概要案（全体）

1.4 検討の経緯

1.4.1 政府文書における記載

1.5 導入に当たった手続き

1.5.1 導入に向けた今後のスケジュール案

2. 保育業務施設管理プラットフォームご説明部分

2.1 保育業務施設管理プラットフォームの概要

2.1.1 令和8年度における導入のメリット

2.2 業務変化のイメージ

2.2.1 給付領域の業務変化のイメージ

2.2.2 監査領域の業務変化のイメージ

2.3 保育業務施設管理プラットフォームのシステム全体像

2.3.1 将来的なシステム概要

2.3.2 令和8年度における関連する外部連携システム

2.4 構築・運用スケジュール

2.4.1 工程表案

2.4.2 給付領域における実装範囲の事務

2.4.3 監査領域における実装範囲の事務

3. 保活情報連携基盤ご説明部分

3.1 保活情報連携基盤の概要

3.1.1 令和8年度における導入のメリット

3.2 業務変化のイメージ

3.2.1 令和8年度における業務変化のイメージ

3.3 保活情報連携基盤のシステム全体像

3.3.1 将来的なシステム概要

3.3.2 令和8年度において関連する外部連携システム

3.4 構築・運用スケジュール

3.4.1 工程表案

3.4.2 令和8年度実装範囲の事務

3.5 令和8年度実装範囲における自治体業務

3.5.1 令和8年度実装範囲における自治体業務

参考

参考) Q&A

1.1 自治体説明会の概要

保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤について、令和8年度の導入を検討いただくための自治体説明会です。

説明会の趣旨

- ✓ **保育業務施設管理プラットフォーム**及び**保活情報連携基盤**について、**令和8年度の導入を検討いただくため**、各システムの概要及び今後の想定スケジュール等をご説明いたします。
- ✓ ご説明後に、保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の**活用意向に関するアンケート**へご回答をお願いいたします。

説明会の対象

- <ご説明の対象>
- ✓ 都道府県
 - ✓ 市区町村（指定都市、中核市、左記以外の市（区を含む）、町村）

アンケート回答のお願い

- ✓ 以下のリンクより、活用意向に関するアンケートにご回答をお願いいたします。（**6月30日（月）**まで）
 保育業務施設管理プラットフォームのアンケートリンク：<https://forms.office.com/r/w1FZjAX67u>
 保活情報連携基盤のアンケートリンク：<https://forms.office.com/r/gQ16kgjJgb>

参考資料

- ✓ 保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の構築に当たって実施した保育DX調査研究事業（給付ワーキング・グループ及び監査ワーキング・グループ、保活ワーキング・グループ）については以下URLで掲載しておりますので、こちらも必要に応じてご参照ください。
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoiku-dx>

お問い合わせ先

- ✓ ご説明事項に関するお問い合わせは、こども家庭庁成育局保育政策課保育DX係の以下メールアドレスまでご連絡をお願いいたします。
hoiku-dx@cfa.go.jp

1.2 保育DXの目指すべき姿

3.(4) 保育DXの推進による業務改善

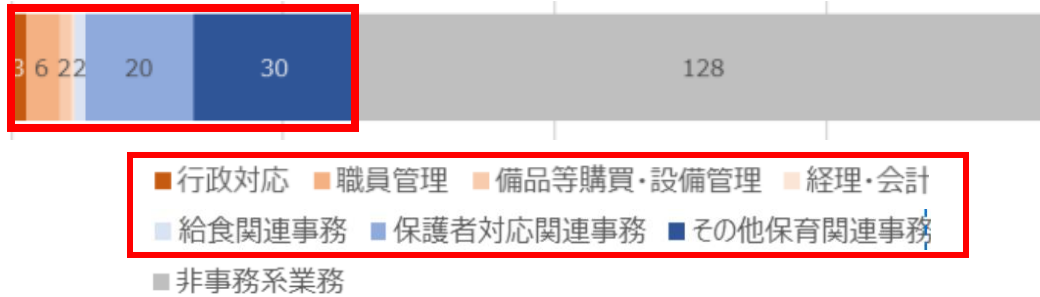
「保育政策の新たな方向性」
(令和6年12月20日) (抜粋)

現状・課題等

○保育現場におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等で多くの書類作成が必要、自治体により異なる書類の様式等による事務負担が課題。また、自治体でも、多くの書類管理やシステムへの入力作業、煩雑な審査による担当者の事務負担が課題

【保育士/保育教諭 1人当たりの月間平均業務量（業務分類別）】

事務系業務 平均計63時間（業務時間全体の33%）



✓ 東京都内の保育事業者を対象とした調査（R2 調査）において、保育士や保育教諭が事務系業務に割いている業務時間は平均63h/月であり、業務時間全体の33%を占めている。

「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPES 制度概要」より抜粋

○保護者にとっては、必要な情報収集に手間と時間が掛かる、施設見学は開園時間中に電話で予約、申請書への手書きでの記入など、保活の手續に係る負担が大きいという課題が存在

保活に関し、大変だったこと・苦労したこと

- 役所相談 ✓ 入所相談のために**妊娠中や子連れの状態**で役所を訪問しなければならなかったこと (341人/696人)
- 情報収集 ✓ 手續や保育施設に関する情報について、「**情報が一元化されておらず**情報収集が大変」、「**訪問や電話をしないと情報を得られない**」といった意見
- 施設見学予約 ✓ 保育施設**見学予約の手段がアナログな手段（電話や訪問のみ）**しかなかったこと (423人/696人)
- 入所申請 ✓ 入所申請**書類を手書きで作成**する必要があること、入所申請書類が多かったこと (403人/696人)

一般社団法人 こどもDX推進協会「保活に関する保護者アンケート 結果」より抜粋

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

各種手續の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備する

✓対応のポイント



- 全国的な基盤整備による現場の負担軽減
- 保育ICTのロールモデルとなる事例創出、横展開

【保育所等におけるICT環境整備】

○保育現場における保育ICT（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）や、こどもの安全対策に資する設備（午睡センサー・AI見守りカメラ）等の導入を推進する **フェーズ1**

【給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現】

○保育施設等と自治体の間でオンライン手續を行うための機能を有する全国的な基盤（保育業務施設管理プラットフォーム）を整備し、他システム（子ども・子育て支援システム、ここdeサーチ、保育ICTシステム）との連携を図りつつ、全国展開を進める【R8稼働】 **フェーズ2**

【保活ワンストップの実現】

○保活に関する一連の手續（手續/施設情報検索、見学予約、就労証明書発行等）のワンストップを実現するために、保護者・保育施設等・勤務先企業・自治体の間で必要な情報を受け渡すための全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備し、他システムとの連携を図りつつ、全国展開を進める【R8稼働】 **フェーズ2**

【保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備】

○ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うため、①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」を実施する【R6補正】 **フェーズ1⇒2への移行を支える取組**

○全ての保育所等におけるICT環境の整備【保育所等におけるICT導入率：100%（令和7年度）】



○保育業務ワンスオンリーによる業務効率化の実現【従来と比較した保育業務施設管理プラットフォームの満足度：70%以上（令和8年度）】

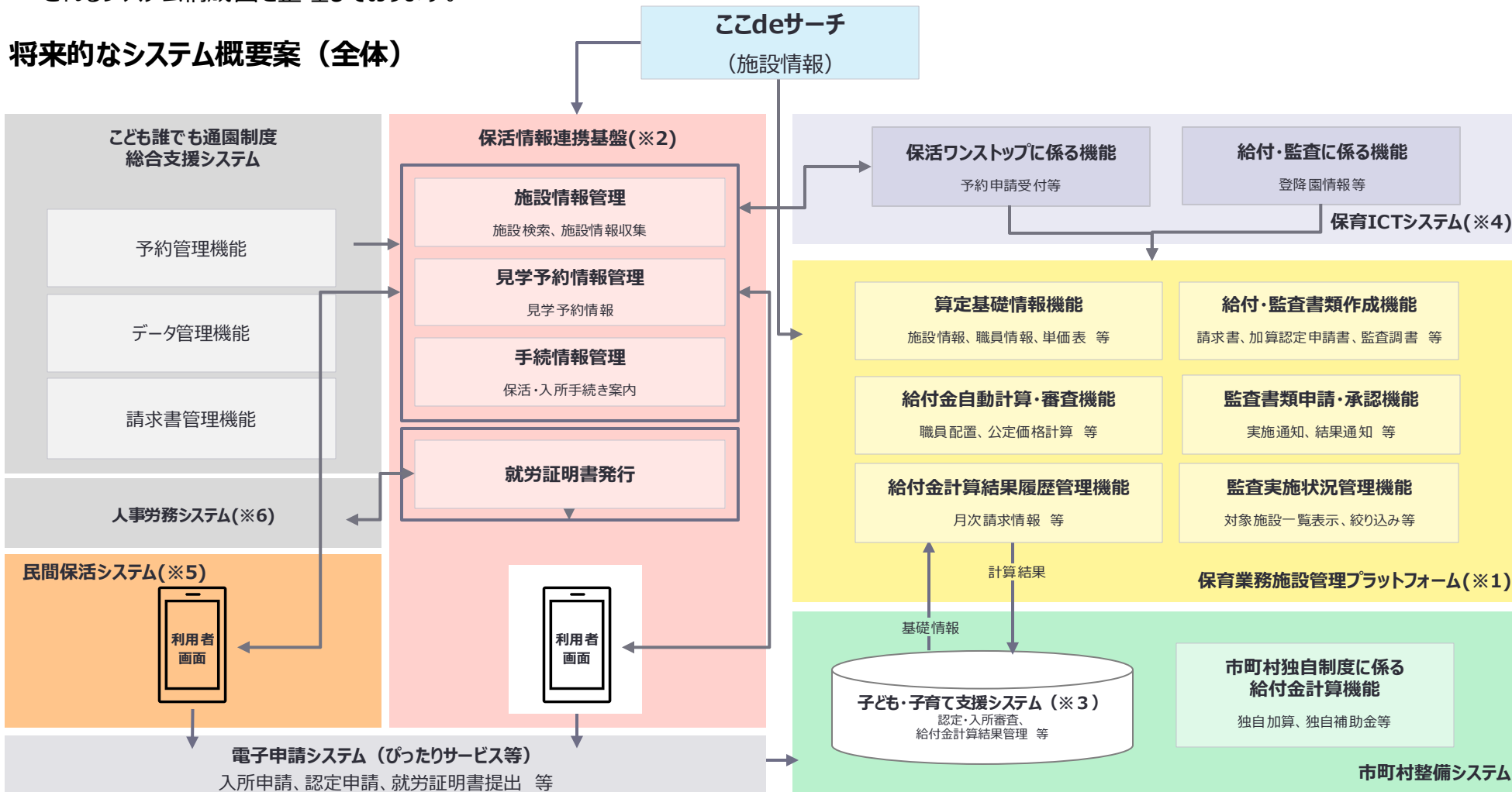
○負担のない保活の実現【利用者の保活に関する満足度70%以上、参加施設における施設見学予約のオンライン申請率：60%以上（令和8年度）】

1.3 システム全体像

保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤と、その他関連するシステム全体像の現時点でのイメージ図となります。※

※令和8年度にシステム化を実施予定の内容を示したものではなく、今後、保育ワンスオンリー・保活ワンストップを実現するために、将来的に想定されるシステム構成図を整理しております。

将来的なシステム概要案（全体）



- (※1) 保育業務施設管理プラットフォームとは、給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現に向けて、保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うために国で整備する基盤のことを指す。
- (※2) 保活情報連携基盤とは、保活に関する一連の手続（施設検索・見学予約・就労証明書の提出等）のオンライン・ワンストップを実現するために国で整備する基盤のことを指す。
- (※3) 子ども・子育て支援システムとは、子どものための教育・保育給付認定等に係る事務を行うために、国が定める標準仕様書に基づき各自治体で整備する基幹業務システムのことを指す。
- (※4) 保育ICTシステムとは、保育施設等で導入しているパソコンやタブレット端末を利用した保育業務支援システムを指す。
- (※5) 民間保活システムとは、民間事業者が提供する、保活に関する手続を保護者が行うことを支援するためのシステムを指す。
- (※6) 人事労務システムとは、各保護者の勤務先企業において導入している、保護者の雇用形態や勤労実績等の管理を行うためのシステムを指す。

1.4 検討の経緯

政府文書における記載を示します。

デジタル行財政改革会議 最終とりまとめ（令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定）

2. 各分野の現状と政府の取組

（保育DXによる現場の負担軽減）

＜保育業務のワンスオンリー¹⁸実現に向けた基盤整備＞

18：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする

現状では、保育施設におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等の場面で多くの書類作成が必要となっており、保育士等の事務負担が大きくなっている。自治体においても、多くの書類管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きくなっている。これらの課題の解決を図るため、保育業務の届出一度きり原則（ワンスオンリー）の実現に向けた基盤を整備し、保育施設・自治体の業務効率化を図る。

そのため、保育所等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や保育現場でのDX推進に向けた調査研究を踏まえ、2025年度までに給付・監査等の様式・通知等の見直しを進める。また、保育施設や自治体の業務システムと連携した施設管理プラットフォームを整備することにより、データ連携に基づく新たな業務の運用を開始し、2026年度以降その全国展開を進める。

これにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、保育施設における人材確保や働き続けやすい職場づくりを支援する。また、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務への注力を可能とする。

＜保活ワンストップシステムの全国展開＞

現状では、保育所入所申請に当たり、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の「保活」に係る保護者の負担が大きく、また入所決定通知までに多くの時間を要するため、こどもの入所や保護者の復職に向けた準備への支障となる場合もある。また、自治体においても、保育認定、点数計算、施設割振等に係る担当者の事務負担が大きくなっている。また、入所申請時に必要な就労証明書について、国による様式の統一・法令上の原則化は図ったものの、追加項目として、自治体ごとに異なる情報の記載が求められている実態があり、企業側の書類作成負担は軽減されていないとの指摘がある。これらの課題の解決を図るため、保活ワンストップシステムの全国展開を図る。

そのため、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や保育現場でのDX推進に向けた調査研究を踏まえ、一連の「保活」がワンストップで完結できるよう、「保活」に関わる様々な情報を整理し、保活情報連携基盤（2025年度中に「こども誰でも通園制度（仮称）総合支援システム」の改修の中で構築予定）を構築することでシステムや行政手続間の連携を確保するとともに、入所申請のオンライン化・届出一度きり原則（ワンスオンリー）の実現に向けて、申請事務・届出情報の標準化や、再調整・引越しの際の申請手続の簡素化を進め、2025年度に所要の通知等の見直しを行い、2026年度の入所申請に向けた「保活」から運用改善を開始する。特に就労証明書については、2025年度入所申請に向けて「追加項目」の精査・標準化を行い、2024年夏までに標準化された「追加項目」をマイナポータル上にデータ化するとともに、2026年度の保活ワンストップシステムの実装までにオンライン提出を可能とする。就労証明書の内容について提出前に確認をしたいとの子育て世帯の希望も踏まえ、子育て世帯を経由して自治体に提出される方法を第一とし、保護者、自治体、企業に最も負担が少なく、合理的な方法を検討し、結論を得て2025年度中に保活情報連携基盤の機能を拡張する。その際、2024年夏以降開催される官民ワークショップにおいて、勤務先企業を含めた幅広いステークホルダーを巻き込みつつ、議論を進める。

これらにより、保護者の「保活」に係る負担を軽減し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減するとともに、自治体担当者の事務負担の軽減や入所決定通知までの期間の短縮を図る。さらに、マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、入所希望とのミスマッチ等による待機児童の発生を抑制するとともに、保護者の入所施設への満足度の向上を図る。

＜保育現場におけるICT環境整備＞

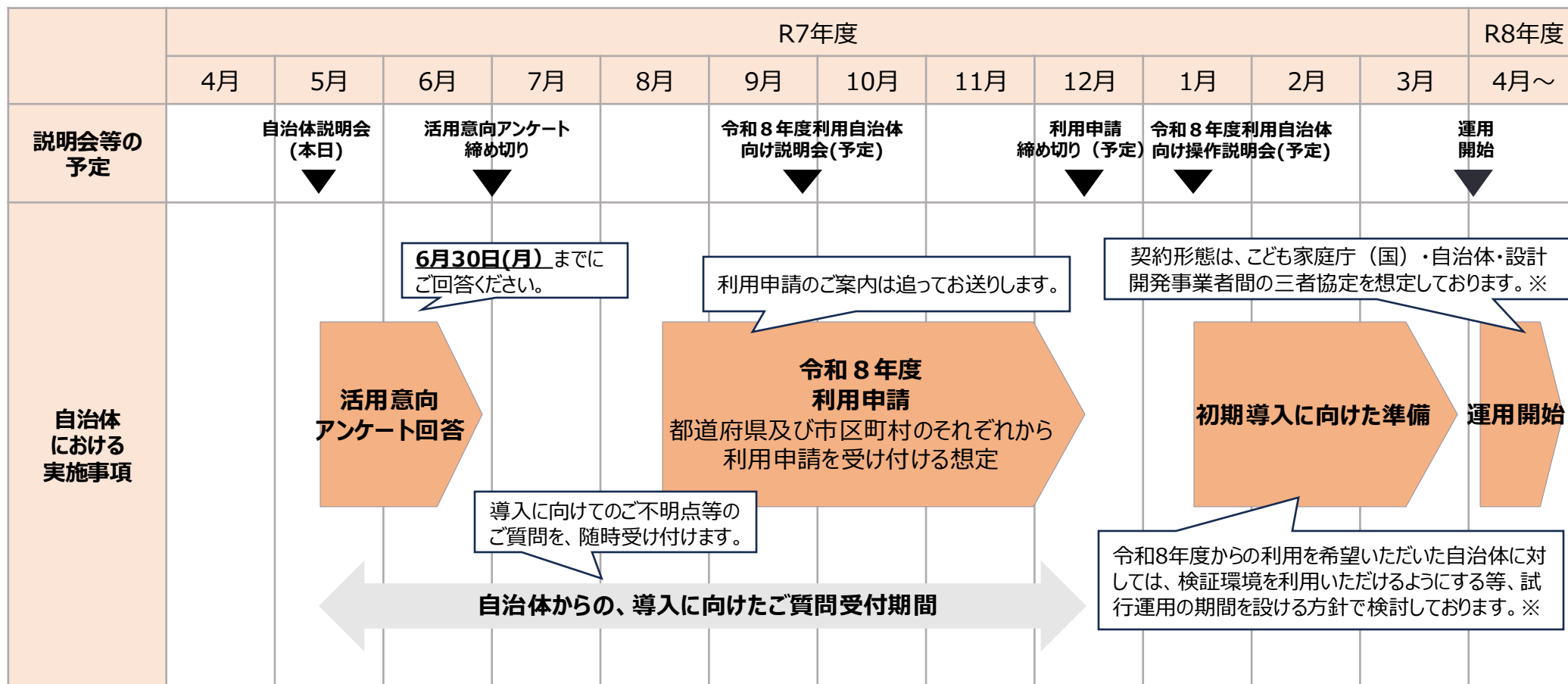
保育業務届出一度きり原則（ワンスオンリー）や保活ワンストップの実現のためには、保育所等の現場におけるICT環境が前提となる。そのため、2025年度中に保育施設等におけるICT端末導入率100%を目指し環境整備を進める必要がある。まずは保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究を速やかに実施するとともに施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤とデータ連携が可能な保育ICTシステムの標準仕様を検討し、それらの結果を踏まえ、段階的・計画的に整備を進める。

また、ICT導入の目的は利便性の向上のみに留まらない。こどもの生命に関わる重大事故が依然として発生する現状にあっては、テクノロジーも活用し、一層安全な保育環境を整備することが求められる。そのため、睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）やこどもの見守りに必要な機器（AI見守りカメラ）など、こどもの安全対策に資する設備等の導入を、既に実施している設備における性被害防止対策の支援とあわせ、推進する。

1.5 導入に向けた手続き

今後のスケジュールを示します。現時点での想定となるため、詳細なスケジュールや導入自治体にて実施いただきたい事項は、追ってご説明させていただきます。

今後のスケジュール（案）



※今後予定している、令和8年度利用自治体向け説明会にて、今後のスケジュールや初期導入に向けた準備事項の詳細等を改めてご説明する予定です。また、今後システムの操作方法に関して、操作マニュアルや問い合わせ窓口等を整備する予定です。

個人情報の取り扱いについて（イメージ）

▼「こども誰でも通園制度総合支援システム管理者用マニュアル市区町村用」より引用

1-2.データの取り扱い

データの管理責任・参照範囲

本システムに関するデータは、**市区町村単位で管理されています。**
データの管理主体は**市区町村**ですので、個人情報を含むデータの管理について、本システムの利用規約およびプライバシーポリシーを確認の上、十分にご留意ください。

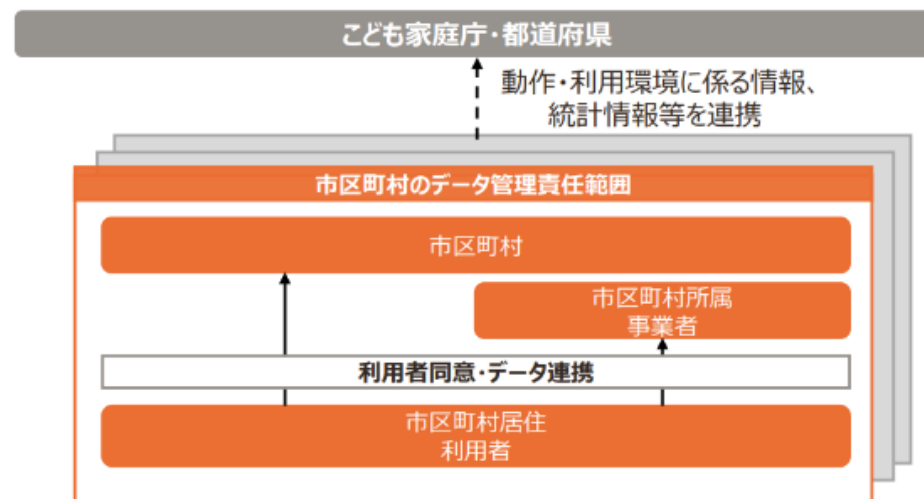
市区町村は、利用者が本システムを利用する際に、利用者から許諾を得てデータを取得します。
都道府県およびこども家庭庁は本システムの動作・利用環境に係る情報、統計情報等を参照しますが、**市区町村が管理する原始データを書き換えたり、閲覧・取得したりすることはありません。**

なお、各市区町村が参照できるデータは、それぞれの市区町村が認定した利用者および事業者に係るもののみです。

データの管理責任

- 不正アクセスにより、保護者ないし子どもに関する個人情報が奪取されないよう、管理ルールを策定、徹底してください。万が一、個人情報漏洩等のインシデントが発生した際には、こども家庭庁へご報告ください。
- 「故意」や「過失」による個人情報漏洩等の事故が発生しないよう、回避ルールや緊急時の対応方針を策定、厳守してください。またリスク・危険性に関する注意喚起をしてください。

データ管理責任範囲



⇒ 保育業務施設管理プラットフォーム・保活情報連携基盤においても、基本的にこれと同様の運用（契約形式）を想定。

2.1 保育業務施設管理プラットフォームの概要

保育業務施設管理プラットフォームについて、令和8年度の初期実装範囲となる主な事務と、初期実装範囲における、市区町村及び都道府県の主なメリットを示します。

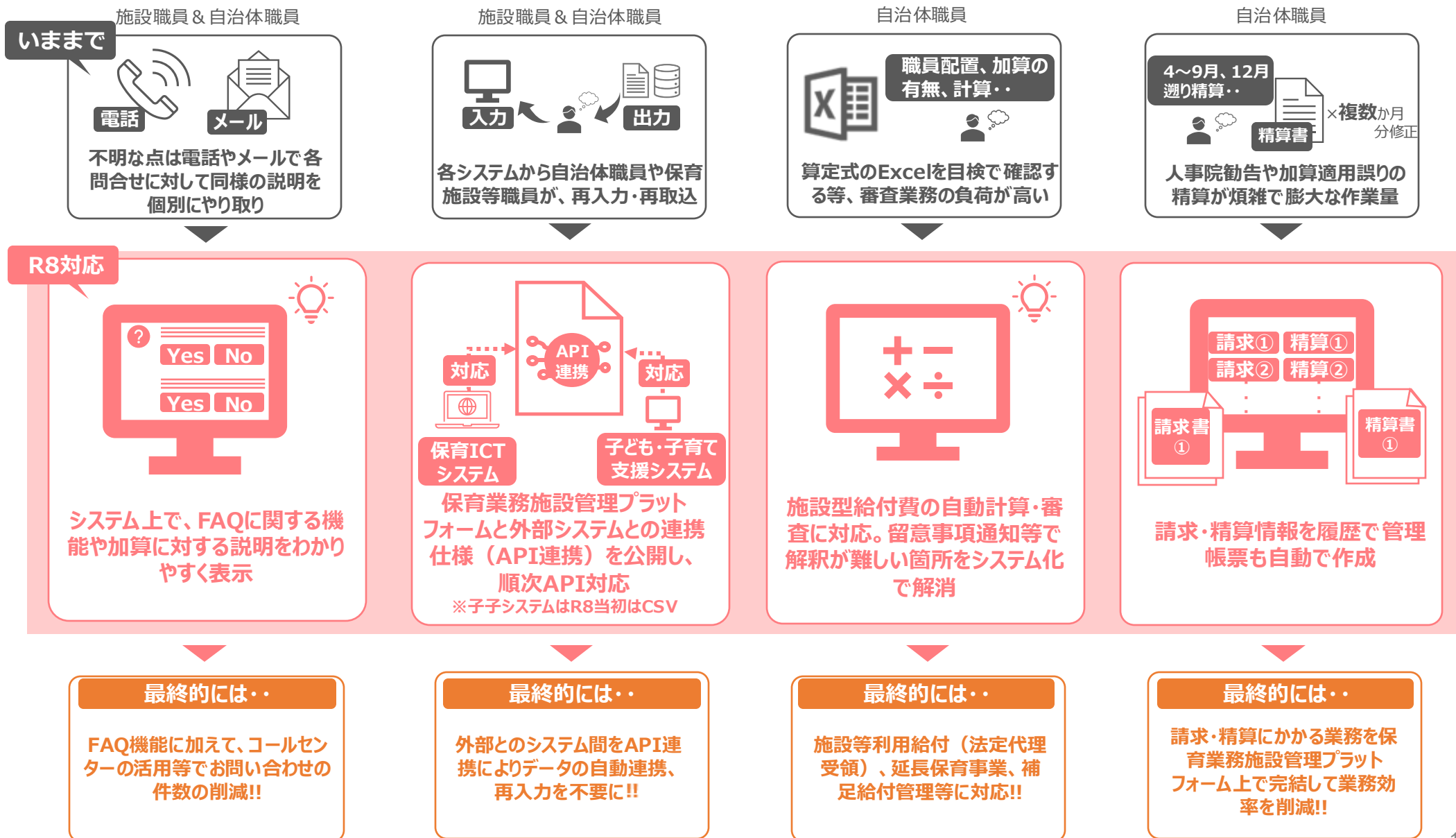
令和8年度 初期の 主な事務 (※1)	給付	<ul style="list-style-type: none"> 施設型給付等の申請・審査業務（職員配置、公定価格計算（処遇改善等加算一本化対応含む）） 加算認定申請・通知等の通知業務
	監査	<ul style="list-style-type: none"> 施設監査・確認指導監査等の指導監督における、保育施設等への通知業務 施設監査・確認指導監査等の指導監督における、保育施設等からの提出書類（監査調書等）の確認業務
令和8年度の 初期導入に よる主な メリット	市区町村 の場合	<p>【給付における主なメリット】(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設型給付等の申請における、保育施設等とのやり取りをオンライン化します。公定価格に係る給付情報の自動計算・審査が可能であり、申請・審査業務等に係る業務負荷を軽減します。 <p>【監査における主なメリット】(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市区町村が実施する、施設監査・確認指導監査等の指導監督において、保育施設等との書類のやり取りをオンライン化します。紙での書類のやり取りや書類管理の負荷を軽減します。
	都道府県 の場合	<p>【給付における主なメリット】(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が実施する、処遇改善等加算の審査について、市区町村とのやり取りをオンライン化します。紙での書類のやり取りや書類管理の負荷を軽減します。 <p>【監査における主なメリット】(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が実施する、施設監査等の指導監督において、保育施設等との書類のやり取りをオンライン化します。紙での書類のやり取りや書類管理の負荷を軽減します。
	双方利用 の場合	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村及び都道府県が、保育業務施設管理プラットフォームを活用いただける場合、処遇改善等加算の認定等のフローがシステム上で完結可能となるため、双方での利用を推奨します。

(※1) 令和8年度実装範囲の詳細は、「2.4.2 給付領域における実装範囲の事務」及び「2.4.3 監査領域における実装範囲の事務」をご参照ください。

2.2 令和8年度実装範囲における業務変化のイメージ

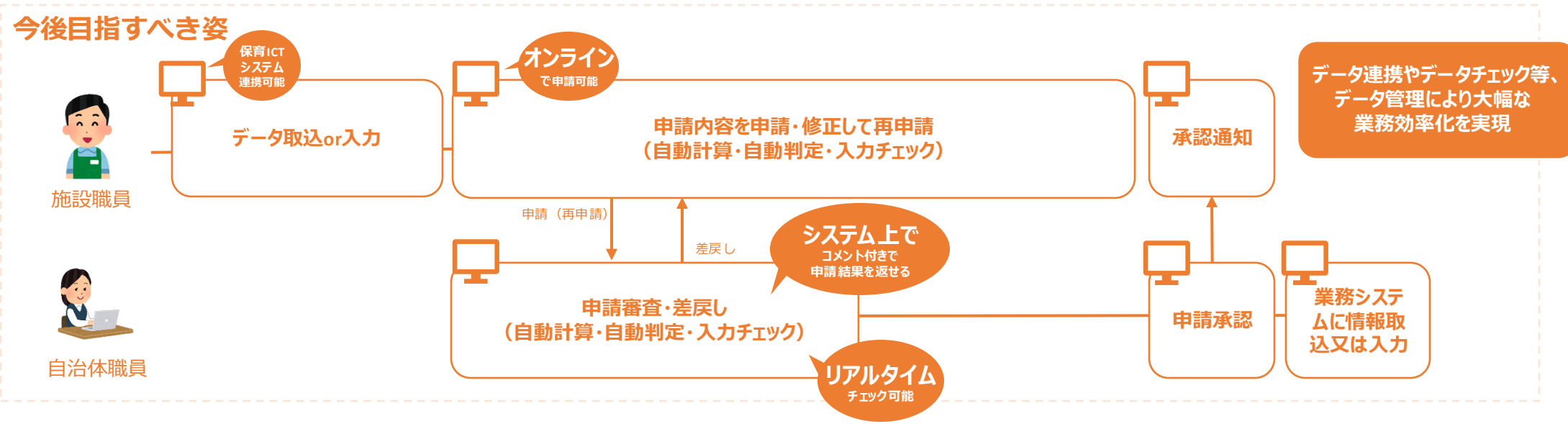
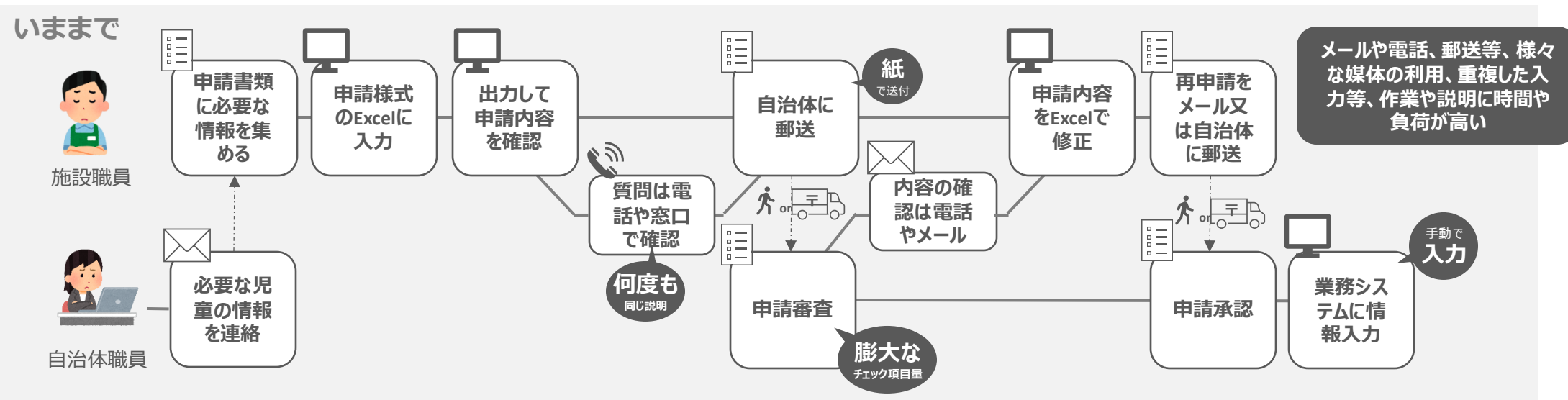
令和8年度の保育業務施設管理プラットフォームを導入することによる、給付領域での事務の変化のイメージを示します。

給付領域における事務の変化のイメージ（概要）



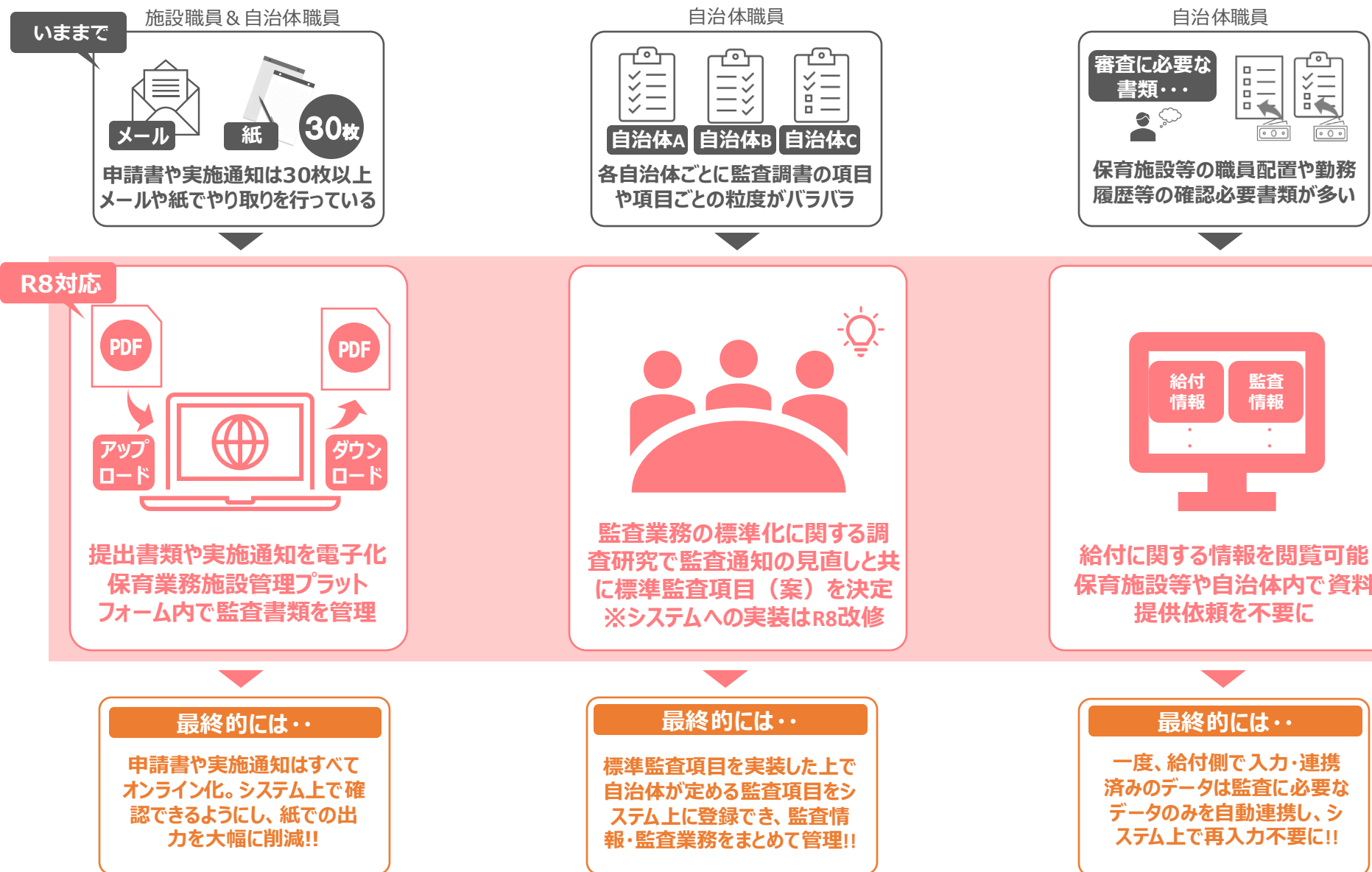
保育業務施設管理プラットフォームを導入することによる、給付領域での事務の流れの変化のイメージです。

給付領域における事務の変化のイメージ（事務の流れ）



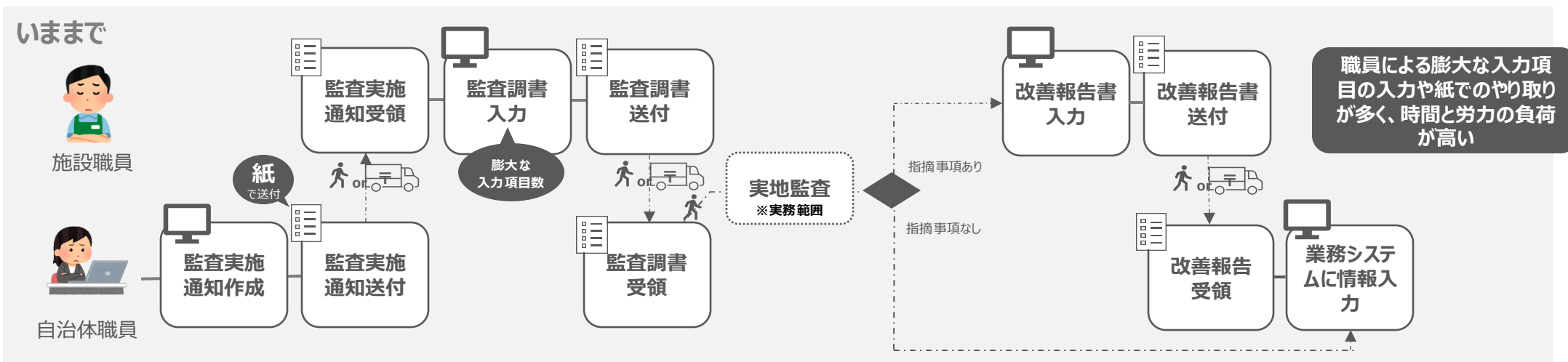
令和8年度の保育業務施設管理プラットフォームを導入することによる、監査領域での事務の変化のイメージを示します。

監査領域における事務の変化のイメージ（概要）

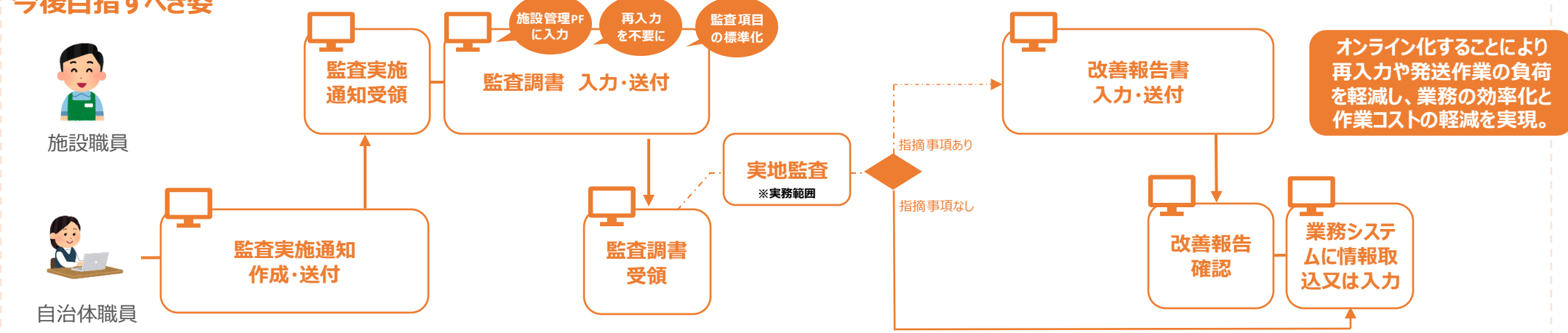


保育業務施設管理プラットフォームを導入することによる、監査領域での事務の流れの変化のイメージです。

監査領域における事務の変化のイメージ（事務の流れ）



今後目指すべき姿

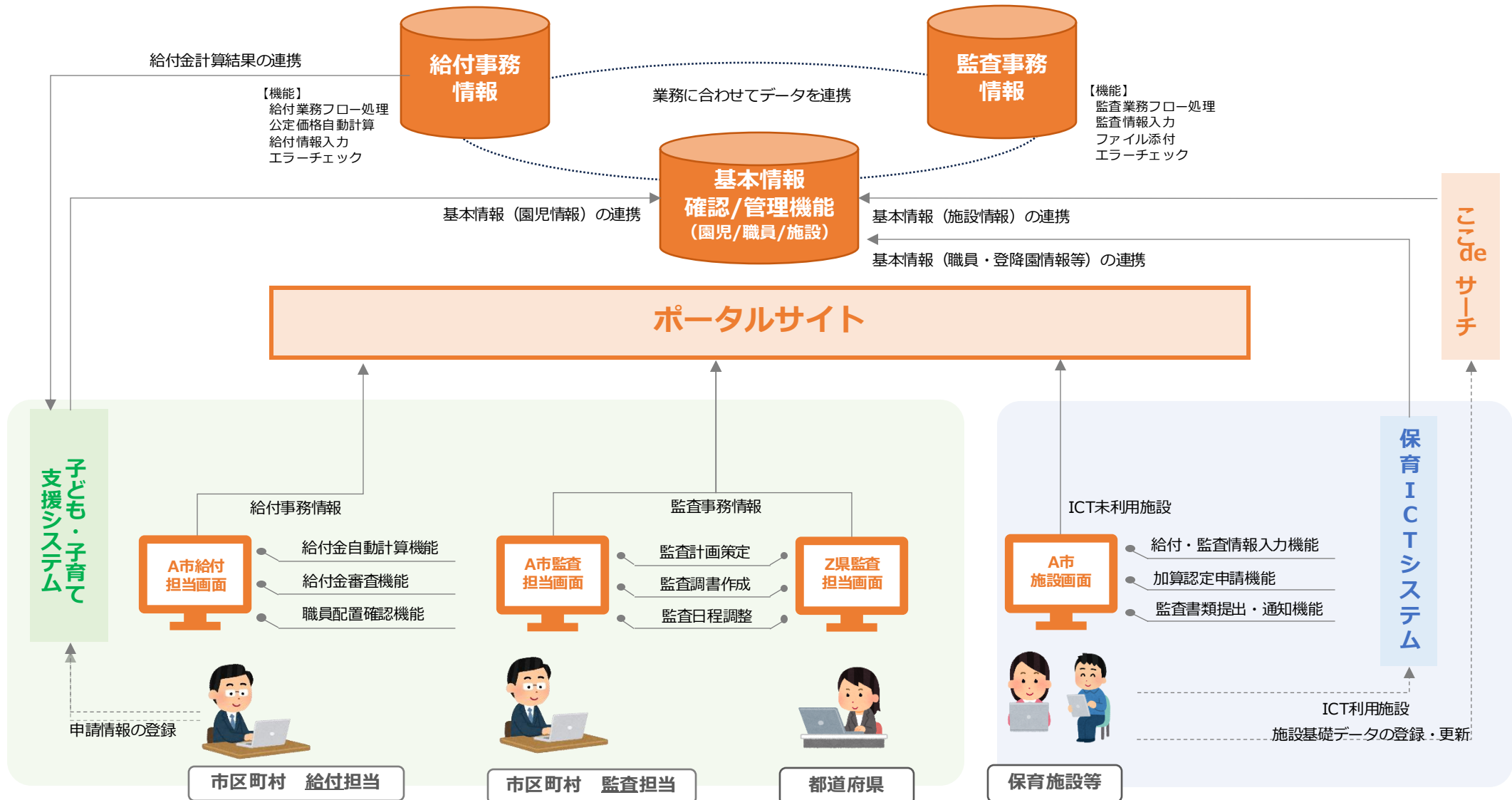


2.3 保育業務施設管理プラットフォームのシステム全体像

現時点で想定される保育業務施設管理プラットフォームのシステム構成図（案）です。※

※なお、令和8年度にシステム化を実施予定の内容を示したのではなく、今後、保育ワンスオンリー・保活ワンストップを実現するために、将来的に想定されるシステム構成図を整理しております。

将来的なシステム概要案（保育業務施設管理プラットフォーム）



令和8年度初期実装範囲では、ここdeサーチと保育ICTシステムとはAPI連携、子ども・子育て支援システムとはCSV連携を行う方向で検討しております。

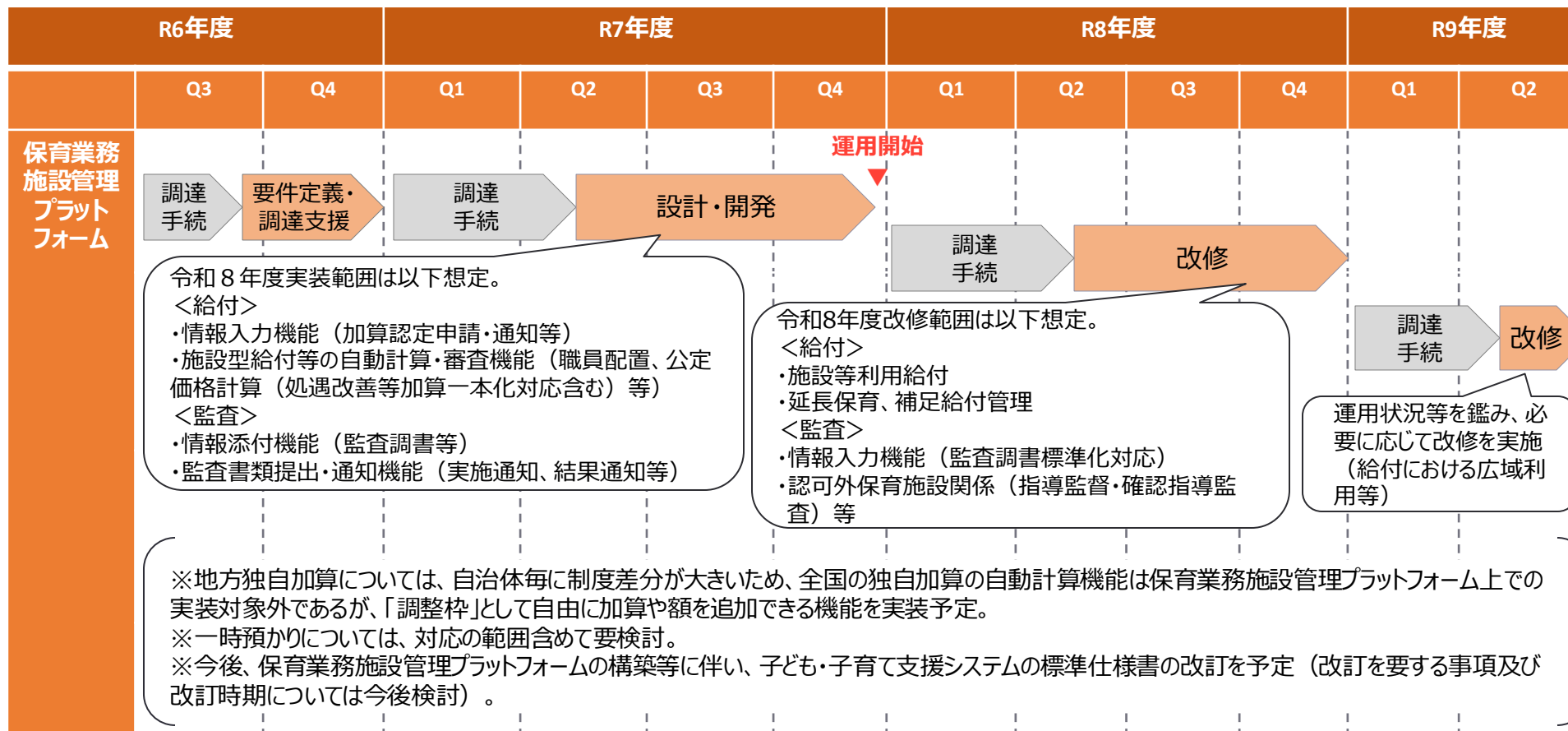
令和8年度実装範囲における、外部連携システムとの連携の想定（自治体業務に関連するシステムのみを抜粋）

No.	外部連携システム	概要	連携種別 (バッチ・手動・オンライン)	連携の考え方
1	ここdeサーチ	ここdeサーチより、施設（認可）情報を取得する。	自動（APIでの連携）	<ul style="list-style-type: none"> 連携の部分含め、保育業務施設管理プラットフォームの構築範囲として、国にて整備予定。 連携頻度は月次を想定。
2	保育ICTシステム（インターネット経由/LGWAN経由）	保育ICTシステムの職員情報を取得する。 ※連携仕様の詳細は、追って公開予定。	手動（API又はCSVでの連携）	<ul style="list-style-type: none"> 保育ICTシステムからの連携のほか、保育業務施設管理プラットフォームの画面上での職員情報の登録も可とする想定。 将来的には、児童の登降園情報等の連携も想定。
3	子ども・子育て支援システム	子ども・子育て支援システムの児童情報を取得する。 ※連携仕様の詳細は、追って公開予定。	手動（CSVでの連携）	<ul style="list-style-type: none"> CSVでの手動取込となるため、子ども・子育て支援システム側の出力機能の改修を前提とせず、出力したCSVを手動にて整形する運用にて対応いただくことを想定。 今後、APIでの自動連携を想定しているため、子ども・子育て支援システムの標準仕様書の連携方式等の改訂を予定しております。

2.4 構築・運用スケジュール

令和8年度に初期実装範囲にて運用を開始し、令和8年度以降にて運用状況等を踏まえ改修を実施する想定です。初期実装範囲事務の詳細は、次頁以降に記載します。

工程表案



給付領域における、令和8年度当初実装範囲となる事務です。

給付領域における令和8年度当初実装範囲案

凡例

「○」：令和8年度当初実装対象、「△」：将来的に実装を検討、
「×」：制度対象そのものが存在しない等

給付種類	業務範囲	業務種類	教育・保育施設等					特定子ども・子育て支援施設等	
			認可保育所	特定教育・保育施設		施設型給付を受ける幼稚園	特定地域型保育事業	認可外保育施設	施設型給付を受けない幼稚園
				認定こども園					
				1号認定	2・3号認定				
子どものための教育・保育給付	教育保育給付認定業務	教育・保育給付認定管理(※1)	○	○	○	○	×	×	
		利用者負担管理(※1)	○	○	○	○	×	×	
		収納管理	×	×	×	×	×	×	
		滞納管理	×	×	×	×	×	×	
	利用調整業務	利用申請管理(広域利用管理)	△	△	△	△	△	△	
		在園管理(退所)(※2)	△	△	△	△	△	△	
施設型給付業務	請求管理	○	○	○	○	×	×		
子育てのための施設等利用給付	施設等利用給付認定業務	認定管理(※1)	×	△(※6)	×	△(※6)	×	△	
	施設等利用給付業務	事業所・保護者請求管理(※3)	×	△(※7)	×	△(※7)	×	△	
延長保育事業(※4)		利用申請・実績管理	△	×	△	×	△	×	
実費徴収に係る補足給付を行う事業(※3)		利用申請・実績管理	△	△	△	△	×	×	
一時預かり事業(※5)		利用申請・実績管理	△	△	△	△	△	△	

(※1) 保育施設等への通知の際に保育業務施設管理プラットフォーム利用を想定。

(※2) 保育施設等に対する解除申請状況の確認の際に保育業務施設管理プラットフォーム利用を想定。

(※3) 法定代理受領において、保育業務施設管理プラットフォーム利用を想定。

(※4) 実績情報連携において、保育業務施設管理プラットフォーム利用を想定。

(※5) 一時預かり事業については、対応の範囲含めて要検討。

(※6) 預かり保育の無償化のための保育の必要性の認定(新2号認定)を対象として想定。

(※7) 預かり保育の無償化のための保育の必要性の認定(新2号認定)を受けた児童に係る請求管理を対象として想定。

監査領域における、令和8年度当初実装範囲となる事務です。

監査領域における令和8年度当初実装範囲案

凡例

「○」：令和8年度当初実装対象、「△」：将来的に実装を検討、
「×」：制度対象そのものが存在しない等

	教育・保育施設等				特定子ども・子育て支援施設等	
	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業	認可外保育施設	施設型給付を受けない幼稚園
	認可保育所	幼保連携型認定こども園	施設型給付を受ける幼稚園			
施設監査	○	○	×	○	×	×
確認指導監査	○	○	○	○	△	△
業務管理体制の整備に関する検査	○	○	○	○	×	×
認可外保育施設に対する指導監督	×	×	×	×	△	×

(※) いずれも、令和8年度当初のシステム化は帳票のやり取りのデジタル化を想定。令和8年度改修以降にて、監査調書標準化等の対応を想定。

3.1 保活情報連携基盤の概要

はじめに、保活情報連携基盤（令和8年度）の導入におけるメリット、本日の自治体説明会でのポイントを示します。

導入による主な
メリット

- 市区町村職員が、施設の見学や入園に関する保護者からの問い合わせ対応や、窓口での入所申請受理に係る **業務の負担をオンライン完結の仕組みで低減**します。
- 市区町村職員が月次で行う施設の入所定員に係る情報のやり取りをオンライン化し、**メール・電話等での確認業務の負荷を低減**します。
- 保護者による保育施設等や市区町村の手続に係る情報収集や施設見学予約といった**保活のデジタル化を図り保活に関する負担を低減**するとともに、**保育施設等の保活に係る業務の負担を低減**します。

主な事務

- **手続情報の掲載**
自治体の保活関連手続情報を保活情報連携基盤に掲載し、保護者がオンラインで確認できるようにします。
- **保育施設等の入所定員の空き枠情報管理**
保育施設等の入所定員空き枠を保活情報連携基盤に掲載し、保護者がオンラインで確認できるようにするため、保育施設等で登録された空き枠情報を確認、管理します。

※給付認定申請及び保育施設等利用申込みや、認定・選考結果通知のオンライン化については自治体ごとに導入する電子申請システム等での実現を想定しています。

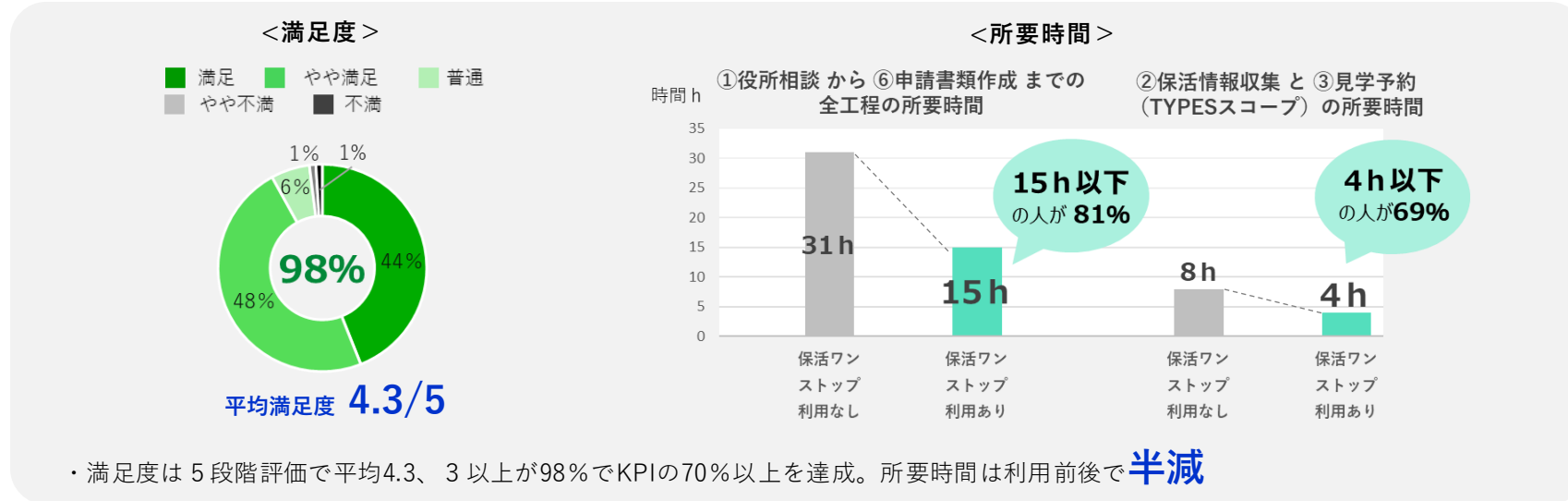
都道府県の
利用検討に
ついて

- 保育施設等の区分によっては都道府県において情報管理を行うケースも考えられるため、都道府県のご担当者様におかれましても本取組みへの参画を積極的にご検討いただけますと幸いです。
例) 認可外保育施設の保育施設等情報や職員アカウントの管理等

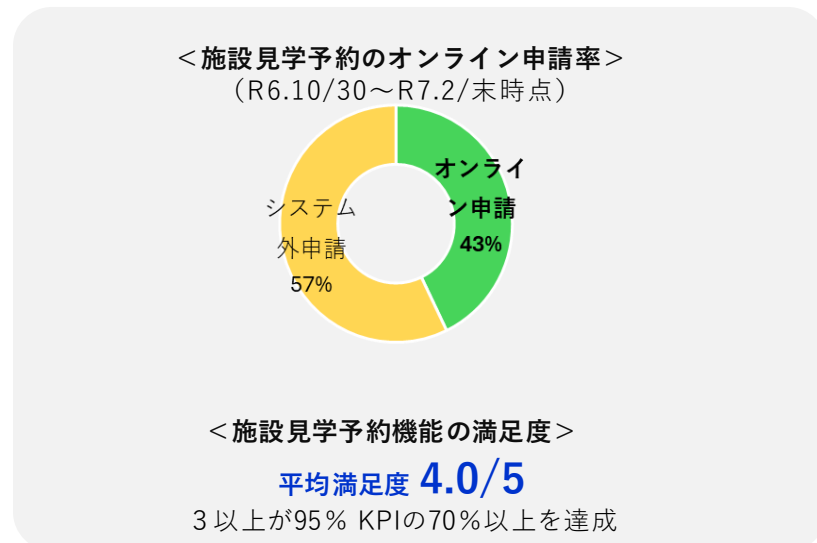
東京都における保活ワンストップの実証では、保護者の保活所要時間の減少や、自治体でのオンライン申請率の向上が確認され、システム導入によるメリットが確認されています。

東京都における保活ワンストップ実証の効果検証結果

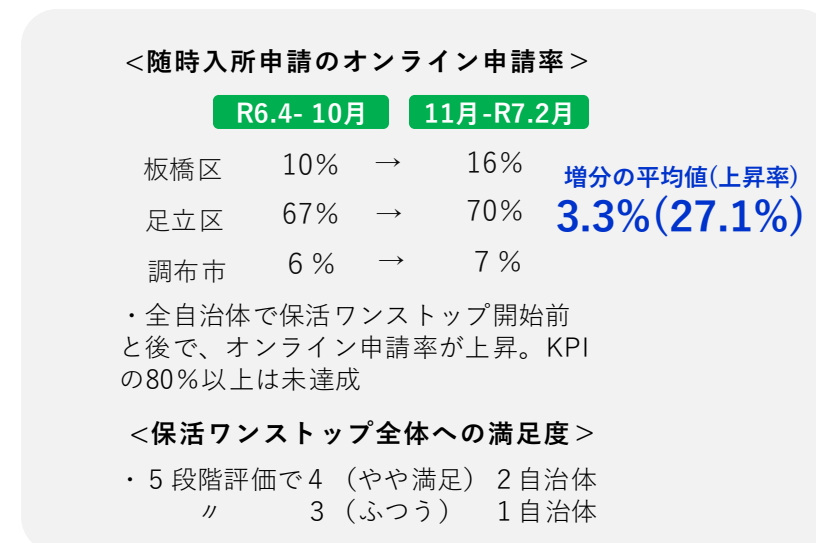
参加ユーザー（保護者）のKPI



参加保育施設のKPI



連携自治体のKPI



3.2 業務変化のイメージ

保活領域においては、保護者の手続きのオンライン化及び書類の標準化等を実施することで、
手続きのワンストップ化やワンズオンリー化を目指します。※

※令和8年度にシステム化を実施予定の内容を示したのではなく、今後、保育ワンズオンリー・保活ワンストップを実現するために、将来的に目指すべき姿を整理しております。

保活領域における事務の変化のイメージ（概要）

いままで

保護者 & 自治体職員

オンラインで可能な手続きと自治体に訪問が必要な手続きが混在している。

保護者

既存の保活のシステムでは掲載処理・運用に負荷が高く、掲載件数が伸びない。

保護者

平日9:00~17:00まで役所を訪問する必要がある。

企業

就労証明書の様式及び項目は自治体ごとに様々で異なる。

今後目指すべき姿

保護者 & 自治体職員

すべての手続きのオンライン化でスマホ一つでワンストップ化、個別の問合せが減少

保護者

公的な情報システムの構築により多くの施設の情報がオンラインで確認可能に

保護者

オンライン化により24時間いつでもどこでも申請可能に

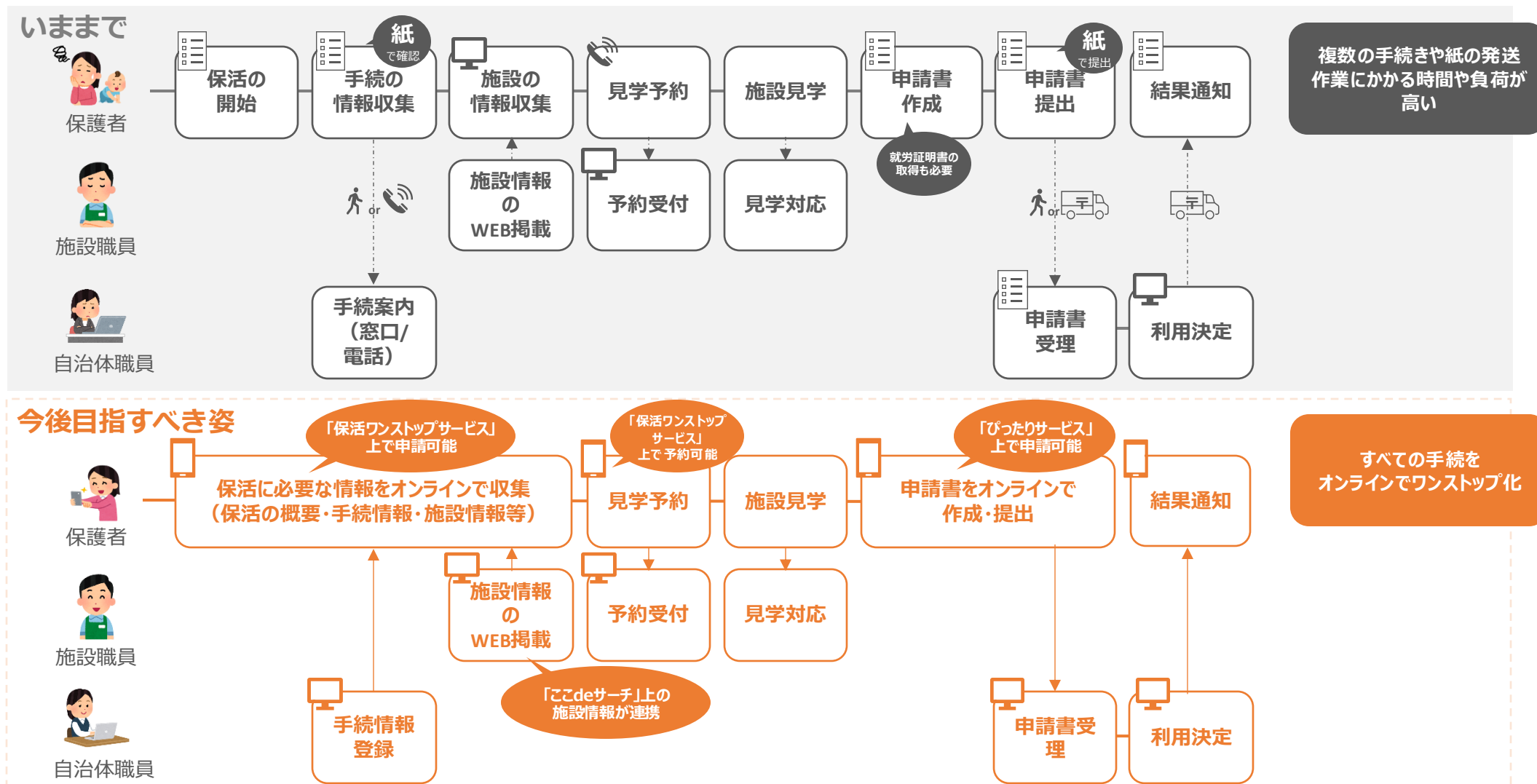
企業

様式の標準化により自治体ごとの独自様式での発行が不要に

保活情報連携基盤の活用により、保活の負荷低減を目指していきます。

※令和8年度にシステム化を実施予定の内容を示したのではなく、今後、保育ワンスオンリー・保活ワンストップを実現するために、将来的に目指すべき姿を整理しております。

保活領域における事務の変化のイメージ（事務の流れ）



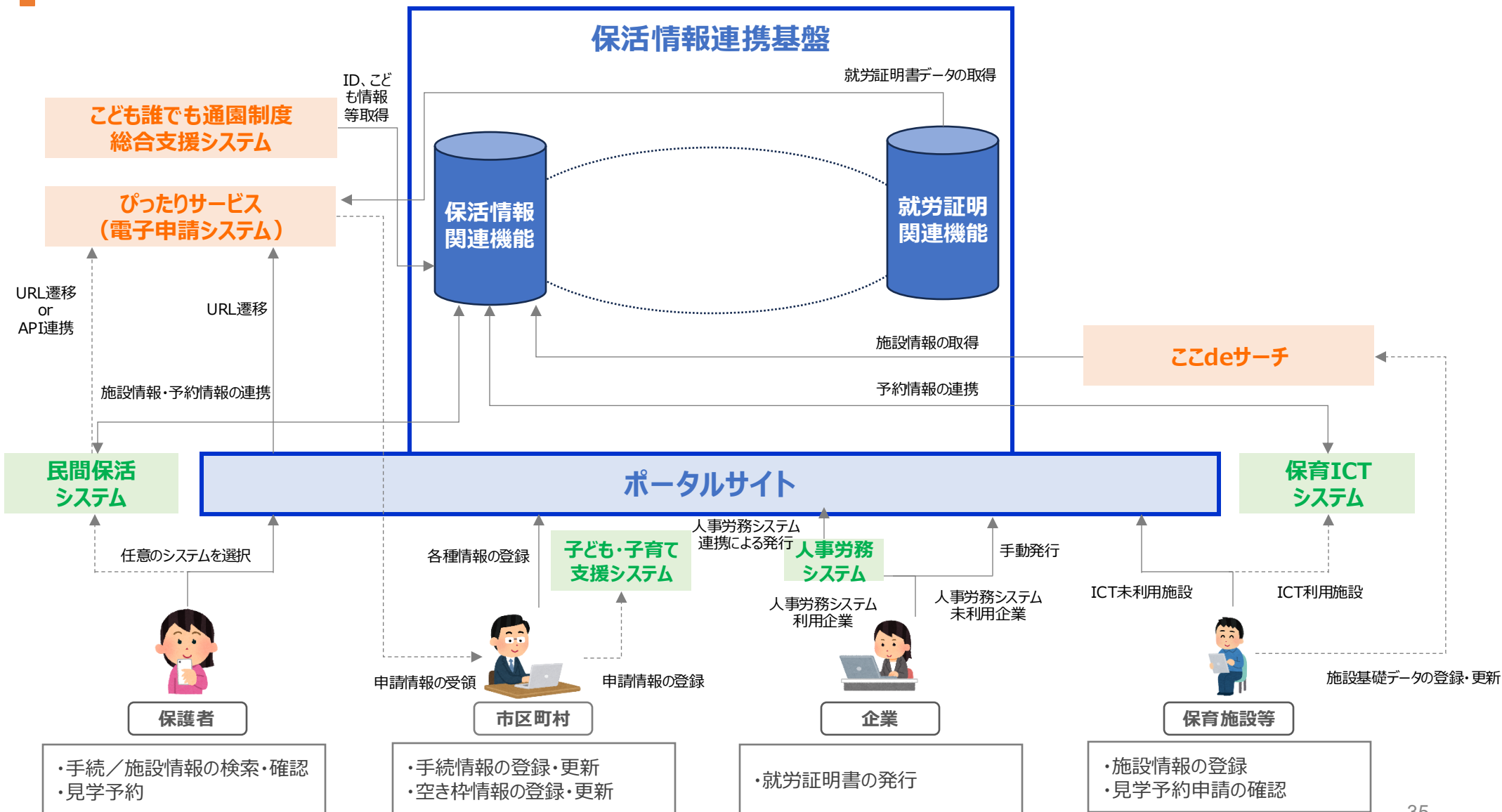
※給付認定申請及び保育施設等利用申込みや、認定・選考結果通知のオンライン化については自治体ごとに導入する電子申請システム等での実現を想定しています。

3.3 保活情報連携基盤のシステム全体像

現時点で想定される保活情報連携基盤のシステム構成図（案）です。※

※令和8年度にシステム化を実施予定の内容を示したものではなく、今後、保育ワンスオンリー・保活ワンストップを実現するために、将来的に想定されるシステム構成図を整理しております。

将来的なシステム概要案（保活情報連携基盤）



※上記以外のシステム利用者 こども家庭庁：こども家庭庁コンテンツの維持管理等を行う

都道府県：管轄の保育施設等の情報の閲覧を行う

令和8年度実装範囲では、保育ICTシステムや電子申請システムとの連携は自治体等での改修を前提としない形で、運用を開始していただけるよう検討しております。

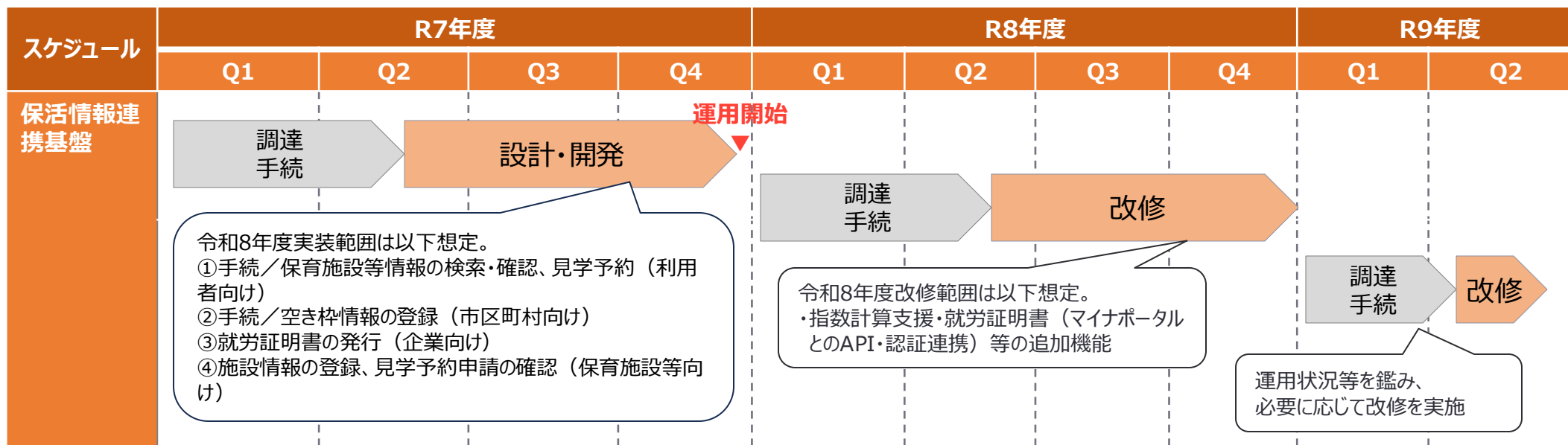
令和8年度実装範囲における、外部連携システムとの連携の想定（自治体業務に関連するシステムのみを抜粋）

No.	外部連携システム	概要	連携種別 (バッチ・手動・オンライン)	連携の考え方
1	ここdeサーチ	ここdeサーチより、保育施設等情報を取得する。	バッチ（日次での自動更新）	<ul style="list-style-type: none"> 連携の部分含め、保活情報連携基盤の構築範囲として、国にて整備予定。
2	保育ICTシステム（インターネット経由/LGWAN経由）	保育ICTシステムと入所定員登録依頼・登録完了時の通知情報を送信・受信する。 ※連携仕様の詳細は、追って公開予定。	バッチ（3回/日程度での自動更新）	<ul style="list-style-type: none"> 保育ICTシステム側がAPIにより情報を取得する仕組みとするほか、保育ICTシステム上に保活情報連携基盤へ画面遷移するリンクを掲載する形で対応する。
3	電子申請システム	給付認定申請・保育施設等利用申込みの電子申請システムページへ画面遷移する。	—	<ul style="list-style-type: none"> 保活情報連携基盤上に、電子申請システムの各種申請ページへ画面遷移するリンクを掲載し、直接的な連携は初期実装範囲では行わない。

3.4 構築・運用スケジュール

保活情報連携基盤は令和8年度4月に初期実装範囲にて運用を開始し、令和8年度以降にて運用状況等を踏まえ改修を実施していく想定です。

工程表案



保活情報連携基盤における、令和8年度のシステム化範囲の事務を示します。

保活領域におけるシステム化範囲案

凡例

「○」：令和8年度実装対象、「△」：将来的にシステム化を検討、「×」：制度対象そのものが存在しない等

		教育・保育施設等					特定子ども・子育て支援施設等				
		特定教育・保育施設					特定地域型 保育事業	認可外保育 施設	国立・公立大学法人の認定 こども園		施設型給付を 受けない幼稚 園
		認可保育所	認定こども園 (右記載以外)		施設型給付 を受ける幼稚 園	1・2号認定			3号認定		
			1号認定	2・3号認定							
保育 所等 入所 申請 関連 (※1)	施設検索 (※2)	○	○	○	○	○	○	○	○		
	手続検索 (※3)	○	○	○	○	○	○	○	○		
	見学予約	○	○	○	○	○	○	○	○		
	教育・保育給付認 定申請・通知	○	○	○	○	×	×	○	×		
	施設等利用給付認 定申請・通知	×	△	×	△	×	○	○	○		
	施設利用申請・通 知	○	○	△	○	△	○	○	△		
延長保育申請 (※4)		△	△	△	△	△	△	△	△		
一時預かり申請 (※4)		△	△	△	△	△	△	△	△		

(※1) 入所申請そのものが保活情報連携基盤の機能ではなく、電子申請システム（ぴたりサービス等）へのURL遷移の機能を備える想定。

(※2) 施設検索は、ここdeサーチとのデータ連携によることを想定しており、したがって同システムへの入力義務でない施設類型については、ここdeサーチに掲載されている施設のみが対象となる。見学予約も同様。

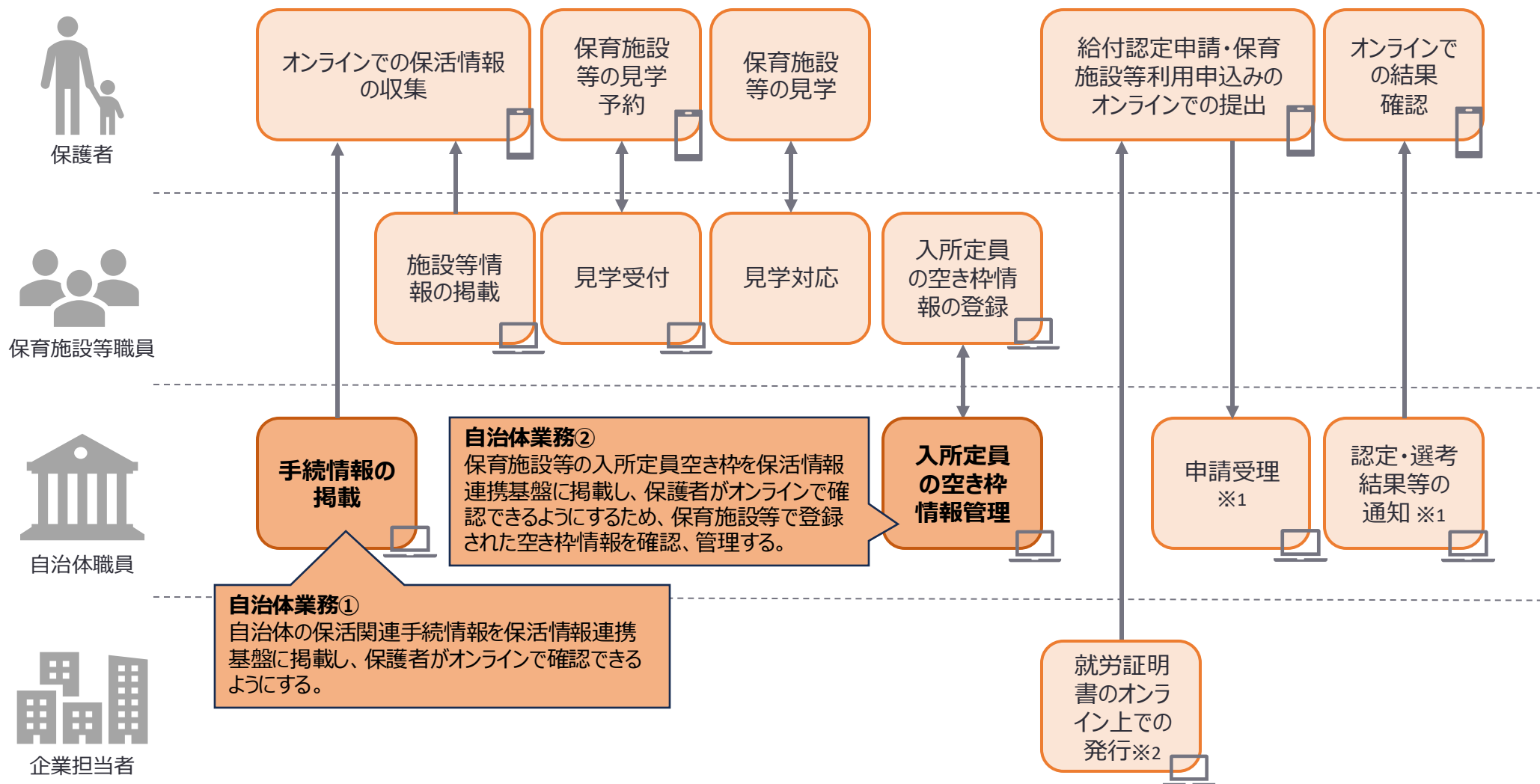
(※3) 教育・保育給付認定や、施設等利用給付認定に関する手続についてを対象とする想定であり、各施設の入所に係る手続は対象としない想定。

(※4) 延長保育及び一時預かりについては、対応の範囲含めて要検討。

3.5 令和8年度実装範囲における自治体業務

保活情報連携基盤を利用した自治体業務としては、保活関連の手続情報の掲載、保育施設等の入所空き枠の管理を想定しています。

保活情報連携基盤を利用した自治体業務 ※3



※1 給付認定申請及び保育施設等利用申込みや、認定・選考結果通知のオンライン化については自治体ごとに導入する電子申請システム等での実現を想定しています。
 ※2 初期実装範囲においては、就労証明書発行機能は国が提示する標準様式を発行いただくことを想定しております。
 本機能を保護者・企業に利用いただく際は、自治体において、標準様式をご利用されている必要がありますので、ご留意いただきたくお願いいたします。
 ※3 令和8年度からの利用当たり必要となる初期作業（令和7年度に自治体にて行う必要がある作業）についての詳細は、現在詳細整理中です。

参考) Q&A

保育業務施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤に関して、自治体や保育施設等よりいただいたご意見やご質問に対し、回答いたします。

ご意見・ご質問

カテゴリ	No	ご意見・ご質問	回答
自治体による費用負担について	1	保育業務施設管理プラットフォームや保活連携基盤との連携の整備に係る費用について、当面の年数、自治体のシステム改修費用に対する交付金や補助金等の国の予算措置をお願いしたいです。	保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の利用に当たり、自治体や保育施設等に料金を負担いただくことは予定しておりません。
導入の検討について	2	保育業務施設管理プラットフォームと保活情報連携基盤は、同時に参画する必要があるのでしょうか。	保育業務施設管理プラットフォームと保活情報連携基盤は別システムとなるため、同時に参画いただく必要はございません。それぞれ導入をご検討ください。
デモ画面等の活用について	3	令和8年度から実運用での活用をしない場合でも、導入の検討をするため、例えばデモ画面を閲覧することは可能でしょうか。	デモ画面等、そういった形で活用いただくことも出来ないか、今後検討してまいります。
個人情報の取扱いについて	4	個人情報の取扱いはどうなるのでしょうか。	保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤においては、国はシステムを提供するのみで、システム内で市区町村又は都道府県が管内のデータを管理していただくこととなります。 保育業務施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤の構築に伴い、現状の自治体における個人情報の取扱いが大きく変わるものではなく、引き続き個人情報保護法令に基づき、適切に取り扱っていただくこととなります。なお、保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤を利用するに当たっての個人情報の取扱いの在り方については、利用規約に盛り込む予定です。
ITリテラシー等の懸念について	5	施設側が分かりやすいシステムにしてほしいです。ICTに難色を示す施設のフォロー体制はどのように対応される予定でしょうか。	保育施設等においては、システム導入時の負荷に加えて、保育業務をしながらの対応となるため、ユーザビリティ（画面にガイドを付ける等）を考慮することや、保育業務施設管理プラットフォームを活用するガイドラインを整備する等、使いやすくわかりやすい画面の設計を検討してまいります。 また、運用においては、マニュアルやコールセンター、説明動画、FAQ等の整備等、保育施設等からの問い合わせによって、自治体の業務負荷が上がらないような施策を検討してまいります。

保育業務施設管理プラットフォームに関して、自治体や保育施設等よりいただいたご意見やご質問に対し、回答いたします。

ご意見・ご質問

カテゴリ	No	ご意見・ご質問	回答
参加条件について	6	当自治体が保育業務施設管理プラットフォームに参画するに当たって、管下の施設は全てプラットフォームを利用させる必要があるのでしょうか。	ある自治体が保育業務施設管理プラットフォームに参画いただく場合、当該自治体の管下にある全ての保育施設の参画を必須とすることまでは現時点で想定していませんが、なるべく多くの保育施設等に参画いただくことが自治体の業務負担の軽減にもつながると考えており、当面の目安としては、3年で7割の保育施設等にプラットフォームをご利用いただく想定です。また、保育施設等については、GビズIDの利用を推奨しております（詳細は、参画意向表明後に御案内します。）。
子ども・子育て支援システムとの連携について	7	保育業務施設管理プラットフォームの導入に当たり、子ども・子育て支援システムとの連携を行うために、自治体側の改修が必要になるのでしょうか。	令和8年度の初期利用においては、子ども・子育て支援システムの改修は前提としておりません。子ども・子育て支援システムから児童情報をCSVにて出力いただき、保育業務施設管理プラットフォームに手動で取り込みいただくことを想定しております。なお、CSVのデータ項目は、「子ども・子育て支援システム標準仕様書（第1.2版）（令和6年12月27日）」を基に作成しています。 今後、APIでの自動連携を想定しているため、令和7年度の調査研究事業において、子ども・子育て支援システムの標仕様書の改訂内容を検討する予定です。
13事業の取扱いについて	8	いわゆる13事業のうち、延長保育事業と実費徴収に係る補足給付事業以外は対象外なのでしょうか。	いわゆる13事業については延長保育事業と実費徴収に係る補足給付事業を令和8年度の改修の対象とし、他事業については検討の射程外とします。理由としては、主に保育所等で一体的に実施される事業をまずはデジタル化することが重要であると考えているためです。
自治体独自加算の取扱いについて	9	自治体独自加算について、自治体独自補助システムとのデータ連携について拡張性がないと、システム対象/対象外が残ってしまい、ワンスオンリーに至らないのではないかと懸念しています。	自治体独自加算制度は、自治体が国が設定している公定価格とは独自に運営しているものであり、制度差分が大きいところです。そのため、国が全国的な基盤として整備する保育業務施設管理プラットフォームにおいて全国の独自加算の自動計算機能を取り込むことは考えておりませんが、「調整枠」として、公定価格上の給付金額に加えて、自由に加算名及びその金額を複数入力できる項目を追加できる機能を実装する予定です。
	10	市独自加算を含めた審査を行うため、職員情報や児童情報を自治体側システムに連携可能としていただきたいです。	
他自治体への確認業務等	11	広域利用においては委託児童のほか、保育所の空き枠管理のため受託児童の情報を業務システムに取り込む必要があります。取込み業務が残るのであれば、自治体間のやり取りのみデジタル化しても、電話や郵便等で行っている現状と業務フローはほとんど変わりません。	広域利用に必要な施設情報や児童情報を連携できるようにする等の仕組みを検討するにあたっては、 ・園児情報等を引き継ぐための共通ID ・園児情報等の管理主体等 について検討する必要があるものと考えています。広域利用に係るデジタル化については、今後の検討事項として整理しますが、まずは、給付に係る申請や公定価格計算、監査書類のやり取りといった自治体にとってニーズの高い事務から優先的に取り組むこととした上で、広域利用対応については、プラットフォームを利用する自治体が一定程度増えてきた段階での実装を想定しており、令和9年度の改修での対応を予定しております。
	12	広域利用調整時には、他自治体の保育施設等に対して、加算情報等をメールやファックス等で照会しています。自治体を跨いで、各保育施設等の加算情報を参照可能とすることで、事務負担が軽減されるものと考えます。	

保活情報連携基盤に関して、自治体や保育施設等よりいただいたご意見やご質問に対し、回答いたします。

ご意見・ご質問

カテゴリ	No	ご意見・ご質問	回答
参加条件について	13	当自治体が保活情報連携基盤に参画するに当たって、管下の施設は全て保活情報連携基盤を利用させる必要があるのでしょうか。	ある自治体が保活情報連携基盤に参画いただく場合、当該自治体の管下にある全ての保育施設の参画を必須とすることまでは現時点で想定していませんが、なるべく多くの保育施設等に参画いただくことが自治体の業務負担の軽減にもつながると考えており、当面の目安としては、3年で7割の保育施設等に保活情報連携基盤をご利用いただく想定です。また、保育施設等については、GビズIDの利用を推奨しております（詳細は、参画意向表明後に御案内します。）。
民間保活システムと保活情報連携基盤のすみわけについて	14	将来的なシステム概要に、保護者が民間保活システムと保活情報連携基盤について任意のシステムを選択して利用するとありますが、民間保活システムと保活情報連携基盤のすみわけはどのように考えられていますか。	役割や機能等による棲み分けは制限しない想定です。保活情報連携基盤では、手続・施設情報の検索、及び施設見学予約の機能を保護者へ提供予定であり、そのいずれも民間保活システムへの情報連携を想定しています。民間保活システムにおいて、連携された手続・施設情報や見学予約に関する情報を活用いただく想定です。また、保育施設が既存の運用で使用している民間保活システム上での施設情報の掲載や見学予約の受付については制限しない想定です。
電子申請システムを使用しない自治体への対応	15	電子申請システムは各市町村で導入を判断するものであり、個別事情により保育認定・利用に係る電子申請システムの導入を見送っている市町村もあるため、そうした状況も想定した上での導入パターンも考慮して欲しいです。	保護者によるオンライン申請の実現のために、電子申請システムの導入も検討いただけますと幸いです。 なお、電子申請システム等が未導入の場合は、保活情報連携基盤上にて保護者が保活情報収集や保育施設等の見学予約を行い、それ以降は市区町村での既存の運用に沿って申請を行うことを想定します。
申請書の自治体間の差異について	16	教育・給付認定申請を対象とし、各施設の入所に係る手続は対象としない想定ということですが、現在当自治体では教育・給付認定申請と各施設への利用申込をひとつの申請で受け付けています。今回の想定にあるように給付認定と施設利用の申請を分けることにより、保護者の利便性が低下することが懸念されます。	自治体毎に給付認定申請書や保育施設等利用申込書を登録いただく想定のため、同じ申請書を使う場合はそちらでの対応を想定しております。
就労証明書の自治体間の差異について	17	国が提示している就労証明書の標準様式を活用していますが、自治体独自に使用しない項目がある場合や、備考欄等で追加事項の確認を行っている場合、保活情報連携基盤の利用は難しいのでしょうか。	標準様式の項目のうち、自治体判断で不使用とする項目がある場合は、ご利用いただける想定です。 備考欄については、標準様式の形式のまま自由記述等を求める場合に利用可能である旨ご留意ください。自治体独自で項目を設けること（備考欄のフォーマット自体を加工している）や、企業に就労証明書以外の添付書類の提出を求める事は、保活情報連携基盤上においてそれらをご登録いただけないためご了承ください。